

オフィス誘致に係る PR パンフレット企画・制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

神戸市医療・新産業本部新産業部企業立地課

1. 業務の概要

- (1) 委託業務名
オフィス誘致に係る PR パンフレット企画・制作業務
- (2) 業務の内容
別紙 仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約上限額
金 2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 契約の概要

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき本市が決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て受託者の請求に基づき支払う。
- (3) 契約書案
別紙（頭書及び委託契約約款）参照
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 事業者選定スケジュール

- (1) 公募要領等の交付開始：2019 年 11 月 1 日（金）
- (2) 質問期限：2019 年 11 月 7 日（木）17 時まで
- (3) 質問への回答：2019 年 11 月 14 日（木）（予定）
- (4) 企画提案書等の提出期限：2019 年 12 月 12 日（木）17 時まで
- (5) 企画提案選定会の開催：2019 年 12 月 18 日（水）（予定）
- (6) 受託者の決定・契約締結：2019 年 12 月下旬（予定）

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
- (8) 広報・PR について専門的な知見と経験を備えていること。また別紙仕様書に記載の誘致対象、都市政策について知見と経験を備えていること（または前述の知見と経験を備えた人員との連携体制を整えていること）。なお、制作チームには編集者を入れること
- (9) 本業務の遂行にかかる本市職員等関係者との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

5. 企画提案の手続き

(1) 提出期限・提出先

2019 年 12 月 12 日（木）17 時必着

※持参の場合は、平日の 9 時から 17 時の間（12 時から 13 時を除く）とする。

《提出先》

〒650-8570（住所不要）

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課 営業開発グループ

持参の場合は、神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 23 階企業立地課へお越しください。

(E メール) : corp_re@office.city.kobe.lg.jp

(2) 提出書類一覧、様式・サイズ等

ア 参加申請書（様式 1 号）

イ 会社概要・団体概要（様式任意）

ウ 見積書：A4 サイズ

エ 企画提案書：A4 もしくは A3（A4 見開）サイズ

オ その他補足資料：A4 もしくは A3（A4 見開）サイズ

※上記ア～オについては、PDF ファイルで上記（1）の提出先へ E メールで送付すること

あわせて上記イ～オについては、紙媒体で 6 部用意し、上記（1）の提出先へ郵送もしくは持参にて提出すること。

(3) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、必要に応じて委託限度額内での追加提案をしてもよい。

ア 見積書（業務内容ごとの内訳を記載すること）

イ 企画提案書（以下の内容を含むこと）

- ・パンフレットの全頁の掲載内容が示された企画構成がわかる資料
- ・台割（デザインの専門的知識がない者でも分かるように、文字のみでなく、図・イラスト等を盛り込んだ誌面の構成とページの流れが分かるもの）
- ・仮タイトルと表紙、そのコンセプト説明（150 字程度で意図を記載すること）
- ・台割に記載したページデザイン案（選択自由・1 見開き分）

ウ その他補足資料

- ・制作実績
- ・制作体制（チーム編成）

6. 質問及び回答について

（1）質問事項のある場合は E メールにより、下記のとおり送付すること。（電話・Fax による受付は行わない。）なお、Eメールのタイトルは必ず「パンフレット制作に関する質問」とすること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・E-mail 送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp・質問期限：2019 年 11 月 7 日（木）17 時 |
|---|

（2）質問は E メールにて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開する。

神戸市企業進出総合サイト START UP ! KOBE (<http://kobe-investment.jp/>)

回答予定：2019 年 11 月 14 日（木）

7. 選定方法・結果の通知・契約

（1）提出書類に関して必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

（2）企画提案の選定にあたっては、市の職員からなる企画提案選定会において、提出された企画提案書等の内容を評価基準に基づいて書面審査し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。

（3）委託予定事業者とは契約締結前に契約内容等協議を行うこととする。提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更を行うことがある。

（4）委託予定事業者が辞退またはこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したことなどを理由に協議が不調のときは、企画提案選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。なお、各選定委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

ア 評価項目のうち「デザイン」の合計点数が最も高いもの

イ 上記アが同点の場合は、評価項目のうち「提案内容・効果」の合計点数が最も高いもの
以下、他の評価項目について評価基準表の順により同様に決定する。

(5) 審査項目・審査基準

審査項目	審査基準	配点
応募者の 受託適性・ 過去実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似業務を受託または自ら実施したことがあるなど、本業務を完遂させることが見込めるか 	10
デザイン・ 表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・思わず手に取りたくなるような、魅力的なビジュアルとなっているか ・見やすく、わかりやすいデザインのクオリティが担保されているか ・これから都心・三宮を中心に街が魅力的に変容することへのわくわくとした期待を高められるデザインであるか ・パンフレットの紙面構成に応じた最適な表現方法はできているか 	40
提案内容・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的やコンセプトを正しく理解しているか ・誘致対象を理解した説得力のある提案になっているか ・現段階での都心三宮再整備計画等を十分に把握したうえで、誘致対象に向けた効果的なPR方法が提案されているか ・本市のビジネス環境の優位性や神戸の魅力が分かりやすく表現されているか。 ・神戸についてよく知らない人に、ビジネス環境としての街の魅力が十分に伝わる内容となっているか 	30
実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するにあたり有効で建設的なチーム作りができているか（編集者、広報・PRについて専門的な知見と経験を備えている者、誘致対象・都市政策について知見と経験を備えた者など、実施体制において適切な人員を配する、または、連携できる体制を整えているか） ・連絡体制など業務を行う体制は明確にされているか ・業務内容のスケジュールが具体的で合理的なものであるか 	15
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は適正な金額となっているか 	5
計		100

(6) 企画提案選定会

ア 日時：2019年12月18日（水）（予定）

イ 場所：神戸市役所 1号館 23階

ウ 内容：提出された企画提案書等による書面審査

8. 選定結果の通知

応募者全員にEメール及び郵送にて結果を通知する。

通知時期：2019年12月下旬

9. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - イ 提出物に不足があるもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や複数の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。